

立川市表彰条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

市民榮譽表彰を創設するため。

立川市表彰条例の一部を改正する条例

立川市表彰条例（昭和35年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、<u>文化、芸術、スポーツ等の分野において功労があつた者</u>、市政の振興、公益の増進、公共の福祉の向上等に功労があつた者、善行のあつた者若しくは広く市民の模範となる者又はこれらの団体を表彰することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （表彰の種類） 第2条 表彰は、<u>市民榮譽表彰</u>、市民表彰、自治表彰及び職員表彰とする。 （市民榮譽表彰） 第2条の2 <u>市民榮譽表彰は、市民又は市に関係ある個人若しくは団体で、文化、芸術、スポーツ等の分野においてその功績が顕著であり、市の知名度又は郷土への帰属意識の向上に寄与したと認められるものに対して行う。</u> （市民表彰） 第3条 市民表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行う。 (1) <u>市民又は市に関係ある個人若しくは団体で、市の公共の福祉増進に尽力し、又はこれらに関する公務に協力し、その功績が顕著なもの</u> (2) <u>市民又は市に関係ある個人若しくは団体で、市の文化向上に寄与し、その功績が顕著なもの</u>	（目的） 第1条 この条例は、市政の振興、公益の増進、公共の福祉の向上等に功労があつた者、善行のあつた者若しくは広く市民の模範となる者又はこれらの団体を表彰することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （表彰の種類） 第2条 <u>前条の</u>表彰は、市民表彰、自治表彰及び職員表彰とする。 （市民表彰） 第3条 市民表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行う。 (1) <u>市民若しくは市に関係ある個人又は団体で市の公共の福祉増進に尽力若しくはこれらに関する公務をたすけ、その業績が顕著なもの</u> (2) <u>市民若しくは市に関係ある個人又は団体で、市の文化向上に寄与し、その業績が顕著なもの</u>

(3)及び(4)

……略……

(表彰の方法)

第7条 第2条の2及び第3条の規定による被表彰者に対しては、表彰状及び記念品を、第4条及び第5条の規定による被表彰者に対しては、表彰状を贈呈する。

2

……略……

(表彰の時期)

第8条 表彰の時期は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、必要に応じて変更することができる。

(1) 第2条の2の規定によるときは、市制施行記念日の12月1日（以下「市制記念日」という。）とする。

(2) 第3条及び第4条の規定によるときは、毎年10月1日現在の調査により、市制記念日とする。

(3) 第5条の規定によるときは、毎年4月1日現在の調査により、市制記念日とする。

(適用の除外)

第9条 次の各号の一に該当する者は、第2条の2から第5条までに規定する該当者であっても、この条例を適用しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2)～(5)

……略……

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

(3)及び(4)

……略……

(表彰の方法)

第7条 第3条の被表彰者に対しては、表彰状及び記念品を、第4条及び第5条の被表彰者に対しては、表彰状を贈呈する。

2

……略……

(表彰の時期)

第8条 表彰の時期は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて変更することができる。

(1) 第3条及び第4条の規定によるときは、毎年10月1日現在の調査により、市制施行記念日の12月1日（以下「市制記念日」という。）

(2) 削除

(3) 第5条の規定によるときは、毎年4月1日現在の調査により、市制記念日

第9条及び第10条 削除

(適用の除外)

第11条 次の各号の一に該当する者は、第3条から第5条までに規定する該当者であっても、この条例を適用しない。

(1) 禁こ以上の刑に処せられた者

(2)～(5)

……略……

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。